# 3. ロシアの政党制度（1）: 2001 年 7 月 11 日制定の政党法とその概要[1]

ロシアにおいて政党を法的に規制する 2001 年 7 月 11 日付「政党についての連邦法」（No. 95-Ф3）（以下、たんに「政党法」と略記する）の概要を、その後の主要な修正を含めて明らかにし、その問題点を考察する。

## 3.1.「政党法」の制定

「政党法」は、2001 年 6 月 21 日に連邦議会国家会議（いわゆる下院）により採択され[2]、同年 6 月 29 日に連邦議会連邦会議（いわゆる上院）により承認され[3]、同年 7 月 11 日に大統領によって署名され、一部の条項を除き公表と同時に発効した。公表と同時に発効しない条項は、遅くとも 2004 年 1 月 1 日までに発効するとされた第 33 条と、本連邦法公表の日から 2 年後、すなわち 2003 年 7 月 11 日に発効するとされた第 36 条第 1 項である[4]。

## 3.2.「政党法」の全体的構成

「政党法」は各条文にタイトルがついているので、概要を把握するため、制定時の各章および各条のタイトルを以下に示す。

第 1 章　基本規程
- 第 1 条　本連邦法の規制対象
- 第 2 条　ロシア連邦国民の政党に団結する権利
- 第 3 条　政党の概念とその構造
- 第 4 条　政党についてのロシア連邦法体制
- 第 5 条　政党の活動地域
- 第 6 条　政党の名称
- 第 7 条　政党のシンボル
- 第 8 条　政党活動の基本原則
- 第 9 条　政党の設立および活動に対する制限
- 第 10 条　国家と政党

第 2 章　政党の設立
- 第 11 条　政党の設立の方法
- 第 12 条　設立準備委員会
- 第 13 条　設立準備委員会の活動
- 第 14 条　政党の設立大会、または政党への組織替えのために招集された全ロシア的社会団体もしくは全ロシア的社会運動の大会

第 3 章　政党の国家登録
- 第 15 条　政党およびその地方支部の国家登録
- 第 16 条　政党の設立大会で設立された政党の国家登録のために提出される書類
- 第 17 条　全ロシア的社会団体または全ロシア的社会運動の政党への組織替えの方法によって設立された政党の国家登録のために提出される書類
- 第 18 条　政党の地方支部の国家登録のために提出される書類
- 第 19 条　登録された政党についての広報
- 第 20 条　政党およびその地方支部の国家登録の拒否の根拠

第 4 章　党内機構
- 第 21 条　党規約
- 第 22 条　党綱領
- 第 23 条　党員
- 第 24 条　政党およびその地方支部の指導機関
- 第 25 条　政党の規約、綱領およびその他の重要決定の採択手続き

第 5 章　政党の権利および義務
- 第 26 条　政党の権利
- 第 27 条　政党の義務
- 第 28 条　政党の資産
- 第 29 条　政党の資金
- 第 30 条　政党およびその地方支部に対する寄付
- 第 31 条　政党の経営活動

第 6 章　政党に対する国家支援
- 第 32 条　政党に対する国家支援の形態

第 7 章　政党に対する国庫補助
- 第 33 条　政党に支出される連邦予算[5]
- 第 34 条　政党の財務報告
- 第 35 条　政党の財政活動に対する監督

第 8 章　選挙および国民投票への政党の参加
- 第 36 条　選挙および国民投票への政党の参加[6]
- 第 37 条　選挙への政党の参加の認証

第 9 章　政党の活動停止および廃止
- 第 38 条　政党活動に対する監督
- 第 39 条　政党ならびにその地方支部およびその他の下部組織の活動の停止
- 第 40 条　政党ならびにその地方支部およびその他の下部組織の活動の停止の結果
- 第 41 条　政党の廃止
- 第 42 条　政党の地方支部およびその他の下部組織の廃止
- 第 43 条　政党ならびにその地方支部およびその他の下部組織の活動の停止または廃止についての裁判所の決定に対する控訴
- 第 44 条　政党ならびにその地方支部およびその他の下部組織の改組
- 第 45 条　政党の廃止および改組の結果

第 10 章　雑則および経過規程
- 第 46 条　本連邦法の発効
- 第 47 条　全ロシア的政治的社会団体の改組および地域横断的、地方的、地域的政治的社会団体の地位
- 第 48 条　本連邦法に従った規範的法令の導入

---

[1] 上野俊彦「ロシアの『政党法』と政党制－プーチン政権下における一党優位体制の制度的背景」横手慎二・上野俊彦編『ロシアの市民意識と政治』慶應義塾大学出版会、2008 年を参照。なお、同論文刊行後のロシアの政党制度についての重要な変更については、適宜、補足した。

[2] 投票結果は、賛成 238 名（52.89%）、反対 164 名（36.44%）、棄権 0、欠員を含む欠席 48 名（10.67%）であった（連邦議会国家会議ホームページ http://vote.duma.gov.ru/vote/4945）。

[3] 投票結果は、賛成 110 名（61.80%）、反対 3 名（1.69%）、棄権 6 名（3.37%）、欠員を含む欠席 59 名（33.15%）であった（連邦議会連邦会議ホームページ http://council.gov.ru/activity/meetings/2421/diary）。

[4]「政党法」第 46 条第 1 項に、「本連邦法は、第 33 条および第 36 条第 1 項を除き、その公表の日に発効する。本連邦法第 33 条は、遅くとも 2004 年 1 月 1 日までに発効する。本連邦法第 36 条第 1 項は、本連邦法公表の日から 2 年後に発効する」と規定されている。

[5] 遅くとも 2004 年 1 月 1 日までに発効。

[6] 第 1 項のみ 2003 年 7 月 11 日に発効。

### 3.3. 前文

「政党法」は、その前文において、「ロシア連邦においては、政治的多元主義、多党制が認められている[7]。こうした憲法的原則に立脚して、法の下での各政党の平等が国家によって保障される」と謳っている。すなわち、「政党法」は、政治的多元主義と多党制という憲法的原則を具体化するものというわけである。

### 3.4. 政党の概念

「政党法」第 3 条第 1 項によれば、「政党とは、ロシア連邦の国民が、その政治的意思の形成および表現、社会的および政治的行為、選挙および国民投票への参加という手段を通じて政治に参加するために、ならびにまた国家権力機関[8]および地方自治機関[9]に国民の利益を反映させるために設立された社会団体である」。

また、第 3 条第 4 項によれば、「政党の基本的な目的は、①世論の形成、②国民の政治教育および啓発、③社会生活上のあらゆる問題に関する国民の意見の表出、ならびにそれらの意見の社会への周知および国家権力機関への伝達、④立法（代議制）国家権力機関および代議制地方自治機関の選挙における候補者の指名、ならびにそれらの機関の選挙および活動への参加、である」。

そして、「政党は、独自に、国家権力機関の議員および選挙により選出されるその他の職の候補者を立てる（候補者名簿を提出する）ことのできる社会団体の唯一の形態である」（第 36 条第 1 項）。

これらの条文から、政党は、選挙に候補者を立てるための社会団体であり、他の社会団体と区別されるのは、もっぱら政党だけが選挙に際して候補者を立てることができるという点にあるということになる。なお、第 36 条第 1 項は、すでに述べたように、その発効を 2003 年 7 月 11 日まで 2 年間遅らせている。そのことはすなわち、2003 年 7 月 11 日までは、政党ではない社会団体も選挙に際して候補者を立てることが認められているが、それ以降は認められなくなり、すべてこの「政党法」の規制対象である政党だけが、もっぱら選挙に際して候補者を立てることができる社会団体となる、ということを意味している。ただし、そのことは直ちに、もっぱら政党だけが選挙に際して候補者を立てることができるということを意味してはいない。この第 36 条第 1 項が示すことは、社会団体の中では政党だけが選挙に際して候補者を立てることができるということである。すなわち、この第 36 条第 1 項は、直ちに、選挙に際して政党に所属しない個人が立候補することを排除することを意味しない。

### 3.5. 政党の要件

#### 3.5.1. 当初の政党の要件

「政党法」第 3 条第 2 項によれば、「政党は以下の要件を満たさなければならない。①政党は、半数以上のロシア連邦の連邦構成主体[10]に地方支部を持たなければならず、その際、ロシア連邦の連邦構成主体に当該政党の地方支部を 1 つだけつくることができる。②政党は 10,000 人以上の党員によって構成されなければならず、その際、政党は、本法第 23 条第 6 項に従って、半数以上のロシア連邦の連邦構成主体において 100 人以上の党員を持つ地方支部が存在しなければならない。残りの地方支部においては、本法第 23 条第 6 項に従って党員数は 50 人以下であってはならない。③政党の指導機関およびその他の機関、ならびに地方支部およびその他の下部組織は、ロシア連邦の領土内に存在しなければならない」（丸数字は筆者による。以下、同様）。

ここで援用されている第 23 条第 6 項は、「ロシア連邦国民は、一つの政党の党員にだけなることができる。政党の党員は、一つの政党支部、すなわち常時または主として居住している地域に存在する政党支部、の構成員にしかなることができない」という規定である。これらの条文により、ロシアでは、一部地域でのみ活動している、または複数の地域にまたがって活動しているものの全国的には活動していない、いわゆる地方政党や地域政党などは認められておらず、全国政党しか認められていないことになる。また、上に見るように、党員総数や地方支部に所属する党員数には下限が設けられている。これらのことから考えると、現在のロシアでは、新政党の立ち上げのハードルが高い、すなわち政党の新規参入が非常に困難であるということを意味していよう。

#### 3.5.2. 政党の要件の厳格化

2004 年 12 月 20 日付「『政党法』の修正についての連邦法」（No. 168-ФЗ）（以下、たんに、2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」、と略記する）による修正および補足によって、「政党法」は、本質的かつ重要な修正を受けることになった。

まず、2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」第 1 条(1)は、これまでの「政党法」第 3 条第 2 項②を、「政党は 50,000 人以上の党員によって構成されなければならず、その際、政党は、本法第 23 条第 6 項に従って、半数以上のロシア連邦の連邦構成主体において 500 人以上の党員を持つ地方支部が存在しなければならない。残りの地方支部においては、本法第 23 条第 6 項に従って党員数は 250 人以下であってはならない」という規定に修正した。また、これとの関連で、2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」第 1 条(4)により、政党の廃止の理由の一つを規定する「政党法」第 41 条第 3 項(г)「半数以上のロシア連邦の連邦構成主体において 100 人以上の党員を持つ地方支部が存在しないこと」も、「半数以上のロシア連邦の連邦構成主体において 500 人以上の党員を持つ地方支部が存在しないこと」に修正された。

---

[7] この文言、すなわち「ロシア連邦においては、政治的多元主義、多党制が認められている」は、ロシア連邦憲法第 13 条第 3 項の規定とまったく同一である。

[8] ここで言う「国家権力機関 óрган госудáрственной влáсти」とは、ロシアの法律・政治用語では、狭義には、連邦および連邦構成主体の立法機関のことを、広義には、連邦および連邦構成主体の行政機関および立法機関のことを、意味する。

[9] ここで言う「地方自治機関 óрган мéстного самоуправлéния」とは、ロシアの法律・政治用語では、狭義には、地方自治体の議会、すなわち連邦構成主体に含まれる市町村の議会のことを、広義には、市町村の行政機関および議会のことを、意味する。

[10] ロシアは、その正式国名がロシア連邦であることからも明らかなように、ロシア連邦憲法第 1 条第 1 項で、連邦制国家であると規定されており、その連邦を構成する単位である「共和国 республика」、「辺区 край」、「州 область」、「連邦的意義を有する市 гóрод федерáльного значéния」（すなわちモスクワ市、サンクト・ペテルブルク市、セヴァストーポリ市）、「自治州 автонóмная óбласть」、「自治管区 автонóмный óкруг」を「連邦構成主体 сбъект」と言う。また、連邦構成主体に含まれる市町村を「地方自治体 мéстное самоуправлéние」と言う。したがって、ロシアの統治構造は、連邦中央、連邦構成主体、地方自治体という三段階の構造になっていると考えてよい。なお、以上のことから、モスクワ市やサンクト・ペテルブルク市を地方自治体と呼ぶのは間違いである。

この 2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」第 1 条(1)および(4)による「政党法」修正の意図は明らかである。政党の党員数に関する要件を厳しくすることで、新政党の設立や小政党の存続をより困難にしたということである。なお、2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」第 2 条第 1 項は、この新しい党員数の要件が、2006 年 1 月 1 日までに、満たされなければならないということを規定した。したがって、2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」が制定された時点で、新しい党員数の要件を満たしていない政党が、新しい要件を満たすまでの猶予期間として与えられた期間は約 1 年間ということになる。

さらに、2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」により、前述の修正と同様に本質的かつ重要な意味を持つ「政党法」の補足が行われた。すなわち、2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」第 1 条(2)は、政党の地方支部が国家登録のために提出しなければならない文書について規定されている「政党法」第 18 条第 1 項に、「(ж)政党の地方支部の党員名簿」を補足したのである。

この補足は、小さなものであるが、その意味するところは決して小さくない。なぜならば、すべての党員は、いずれかの地方支部に所属しているのであるから、結局、政党は、全党員の名簿を提出しなければならないことになるからである。実は、このことは、政党要件に党員数を含めた 2001 年 7 月の「政党法」制定の最初の時点である程度は予想されたことであった。なぜならば、党員数が政党の重要な要件である以上、登録機関に提出された党員数の正確さと厳密さが当然に要求される。そしてその正確さと厳密さ、あるいは届け出が虚偽のものではないということを立証するためには、結局のところ、党員名簿を提出せざるをえないのである。もし党員名簿の提出がなければ、架空党員の登録が可能だからである。したがって、2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」第 1 条(3)による「政党法」第 18 条第 1 項(ж)の補足は、事実上すでに行われていることを明文化したに過ぎないとも言える。しかし、このことによって、登録機関は、国民の誰がどの政党に所属しているのか、いないのかを、すべて把握できることになる。むろん、「政党法」で認められた合法的な政党に所属していること、まして連邦議会に議席を持つ政党に所属していることは、本来は、なんら秘密にしなければならないことではないのかも知れない。しかし、現実問題として、野党の党員であることで不利な扱いを受けるということがあれば、野党に所属している国民は、その政党に所属していることを秘匿したいと考えるのは当然とも言える。我が国のことに当てはめて考えれば容易に想像できることだが、我が国で、すべての政党に党員名簿の提出を義務づけるとしたら、野党を中心にして、非常に強い反発が出るであろう。誰もが、その名簿が目的外で、つまり思想信条による就職その他の差別、あるいは職場の人事管理などのために利用される可能性を危惧するからである。したがって、登録機関である中央選挙委員会が、本来的に求められている政治的に中立な第三者機関としての責務および機能を厳格に遂行し、知り得た情報のなかで、とりわけ党員名簿に記載されている個人名を含む個人情報を厳密に管理し、外部への漏洩および目的外の利用を許さないということが、強く求められていると言えよう。この点では、政党の監督を行い、情報を管理する中央選挙委員会および連邦構成主体選挙委員会などの地方選挙委員会が、行政機関ではなく、第三者機関であるということが、制度的に極めて重要であるということになってくる。

なお、以上のほかに、2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」第 1 条(3)により、登録機関の権限を定めた「政党法」第 38 条第 1 項の「(a)多くとも 1 年に 1 回、支部組織の存在および党員数を証明する、政党およびその支部の文書を調査すること」の「党員数」が、「党員数および政党の各地方支部の党員数」に修正された。

#### 3.5.3. 政党の要件の緩和

前項で見た、2004 年 12 月 20 日付「『政党法』修正法」による党員数の下限の 50,000 人への引き上げは、中小政党の存続および新政党の立ち上げを著しく困難にしたため、政党数の減少という結果をもたらした。そうした結果がもたらされたためか、「民主化の後退」という批判を受け入れたためか、その後、メドヴェージェフ政権のもとで、党員数の下限は段階的に引き下げられ、最終的には劇的に引き下げられた。すなわち、2009 年 4 月 28 日付「『政党法』修正法」（No. 75-ФЗ）では、党員数の下限は段階的に 2010 年 1 月 1 日から 2012 年 1 月 1 日まで 45,000 人、2012 年 1 月 1 日から 40,000 人に引き下げられることとなり[11]、さらに 2012 年 4 月 2 日付「『政党法』修正法」（No. 28-ФЗ）では、党員数の下限は、一挙に 500 人まで引き下げられたのである[12]。

この結果、現在では、党員数の要件という点においては、中小政党の存続および新政党の立ち上げそれ自体はきわめて容易になっている。

### 3.6. 政党の設立および活動に対する制限

「政党法」第 9 条第 1 項によれば、「ロシア連邦の憲法体制の基礎の暴力的な変更、ロシア連邦の一体性の侵犯、国家の安全保障の破壊、武装組織もしくは軍事組織の設立、社会的・人種的・民族的・宗教的反目を煽り立てることを目的とする、またはそれらをめざして活動する政党の設立および活動は認められない」。また同様に、「政党法」第 9 条第 3 項は、「職業、人種、民族、宗教などの違いに基づいて政党を設立してはならない」としている。

暴力革命を標榜したり、民族的または宗教的反目を煽ったりするような政党が禁じられるのは理解できるとしても、ときに西欧で見られるようなキリスト教政党や中東で見られるようなイスラム政党などの特定の信仰を持つ人々を結集する政党を禁止している点は非常に興味深い。ロシアにおいても、エリツィン政権時代、キリスト教系やイスラム教系などの政党が存在していたが、そうした政党の存在は、否定されることになったのである。もっとも、ロシアにおいては、これまで宗教系の政党の政治的影響力はほとんど無視してよいほどのものであった[13]ので、国内的には実質的な問題はなかったかもしれない。とはいえ、宗教系の政党の設立を禁止し

---

[11] 地方支部の党員数の下限についても同一比率で引き下げが行われた。

[12] 政党全体の党員数の下限が大きく 500 人まで引き下げられたことに伴い、地方支部の党員数の下限についての規定は廃止された。

[13] エリツィン政権下の 1995 年 12 月 17 日に実施された第 2 期連邦議会国家会議議員選挙の連邦選挙区（比例選挙区）には、政党名からキリスト教系またはイスラム教系の政党と判断できる政党として、「全ロシア・ムスリム社会運動『ヌル』」（「ヌル」は光の意）および「キリスト教民主運動－ロシアのキリスト教徒－党」が、ともに単独で、また「正教徒党（信仰、希望、愛）」が、他の複数の政党との選挙ブロックで、それぞれ候補者名簿を提出している。しかし、いずれの政党または選挙ブロックも得票は非常に少なく、「全ロシア・ムスリム社会運動『ヌル』」が得票数 393,513 票（得票率 0.57%）、「キリスト教民主運動－ロシアのキリスト教徒－党」が 191,446 票（0.28%）、「正教徒党（信仰、希望、愛）」を含む選挙ブロックが 145,704 票（0.21%）であった（*Вéстник Центрáльной избирáтельной комíссии Россíйской Федерáции*, 1996, No. 1, c. 49-50. .［『ロシア連邦中央選挙委員会通報』1996 年第 1 号、49-50 ページ。以下、*ВЦИК*, 1996 No. 1, c. 49-50 とする。］）。

ていることは、西欧的常識からすると問題なしとは言えないであろう。

### 3.7. 政党の下部組織の設立の制限

「政党法」第9条は、政党の下部組織の設立について、以下のように規定している。

「政党の下部組織は、もっぱら地域に設立され、活動する。国家権力機関および地方自治機関、ロシア連邦軍、法保護機関およびその他の国家機関、国家的組織、非国家的組織の中に、政党の下部組織を設立してはならない」（第9条第4項）。「国家権力機関および地方自治機関、ロシア連邦軍、法保護機関およびその他の国家機関、立法（代議制）国家権力機関の事務局、国家的組織における政党およびその下部組織の活動は、これを認めない。政党は教育機関の教育活動に介入してはならない」（第9条第5項）。

第9条第4項の規定は、かつてペレストロイカの時代に、ソ連共産党の下部組織である初級党組織を、前衛政党の伝統に従って、これまで通り、職場ごとにつくるべきか（これを初級党組織の設立の「生産原則」または「経営原則」と言う）、それとも、複数政党制のもとで議会選挙に勝利して政権を握ることをめざす議会政党へと共産党が転換するため、初級党組織を地域（行政区画または選挙区）ごとにつくるべきか（これを同様に「地域原則」と言う）、ということが激しい論争となったことを歴史的前提に、生産原則をきっぱりと否定し、下部組織は地域原則に基づいてつくられるべきであるとしたものである。また、第9条第5項の規定は、ソ連崩壊の直接的契機となった1991年8月のクーデター未遂事件の直後にエリツィン大統領によって出されたソ連共産党の活動停止に関する一連の大統領令を想起させる。すなわち、この第9条第5項の規定は、旧ソ連時代にソ連共産党がその初級党組織を国家機関や軍隊の中に網の目のようにつくることによって、党による国家支配を可能としていたことに対する反省から、導き出されたものであると考えられる。

### 3.8. 政党の設立

「政党法」第11条第1項によれば、「政党は、政党の設立大会で、または全国的な社会団体もしくは社会運動の大会でそれらの組織を政党に改組するという方法により、設立される」。

設立大会で政党を設立しようとする場合は、まず設立準備委員会がつくられる。この設立準備委員会は、まず、「政党の登録分野の職務の遂行の[14]権限を持つ連邦執行権力機関（以下、連邦登録機関）に、政党設立の意向および予定されている政党の名称について、文書で通知する」（第12条第2項）。そして、1年以内に設立大会を開催しなければならない。ところで、この「1年以内に設立大会を開催しなければならない」ということは、「政党法」には明示的に規定されてはいない。しかし、「政党法」第13条第1項に、「設立準備委員会は、その任期中に、政党の設立大会を開催する」と規定されており、他方で、第12条第2項(б)に、設立準備委員会の任期は「1年以内」と規定されているので、設立準備委員会は、その発足から1年以内に設立大会を開催しなければならないということになる。そして、「政党は、政党の設立について、半数以上のロシア連邦の連邦構成主体に地方支部を創設することについて、党規約の採択について、党綱領の採択について、政党の指導機関および監督・監査機関の編成について、の決定が設立大会によって採択された日に、設立されたものと見なされる」（第11条第2項）。

社会団体もしくは社会運動の改組によって政党を設立しようとする場合は、まず、「全国的な社会団体もしくは全国的な社会運動の大会が、全国的な社会団体もしくは全国的な社会運動を政党に改組することについて、ロシア連邦の連邦構成主体におけるそれらの地方下部組織を政党の地方支部へと改組することについて、党規約の採択について、党綱領の採択について、政党の指導機関および監督・監査機関の編成について、の決定を採択する」（第11条第4項）。そして、この場合、「政党は、国家統一法人登録原簿にしかるべき登録がなされたときに設立されたものと見なされる」（第11条第5項）。

### 3.9. 政党の国家登録

政党の国家登録のための書類は、設立大会、または社会団体もしくは社会運動から政党への改組を決定した大会が開催された日から一定の期間内に提出されなければならない。

すなわち、「政党法」第15条第3項によれば、「政党の国家登録に必要とされる書類は、政党の設立大会、または全国的な社会団体もしくは全国的な社会運動を政党に改組することについての決定を採択した全国的な社会団体もしくは全国的な社会運動の大会、が開催された日から6ヵ月以内に連邦の権限機関[15]に提出される」。

地方支部の登録についても一定の期間が定められている。すなわち、「政党の国家登録ののちに、政党の地方支部の国家登録が行われる。その際、半数以上のロシア連邦の連邦構成主体において、政党の国家登録の日から6ヵ月以内に、政党の地方支部の国家登録が行われなければならない」（第15条第4項）。

半数以上の連邦構成主体で地方支部の登録が行われなければならないわけであるが、それが着実に実施されなかった場合には、その政党の国家登録そのものが抹消されることになる。すなわち、「第15条第4項に定められている期間の満了の日から1ヵ月以内に、半数以上のロシア連邦の連邦構成主体における政党の地方支部の国家登録についての証明書の写しが連邦の権限機関[16]に提出されなかった場合、当該政党の国家登録についての証明書は失効したものと見なされる」（第15条第6項）。

政党の国家登録は無料ではなく、「政党およびその地方支部の国家登録のためにロシア連邦法によって定められた手続きによって国定手数料[17]が徴収される」（第15条第9項）。

---

[14]「登録分野の職務の遂行の」の部分は、当初は「国家登録を行う」との文言であったが、2002年3月21日付「『法人の国家登録』についてのロシア連邦法の各法令への適用についてのロシア連邦法」（No. 31-ФЗ）による修正を経て、最終的に2005年7月21日付「選挙および国民投票についてのロシア連邦法令およびその他のロシア連邦法令の修正についてのロシア連邦法」（No. 93-ФЗ）により現在の文言に修正された。

[15]「連邦の権限機関」は、当初は「連邦登録機関」であったが、2002年3月21日付「『法人の国家登録』についてのロシア連邦法の各法令への適用についてのロシア連邦法」（No. 31-ФЗ）により現在の語句に修正された。具体的には、ロシア連邦中央選挙委員会である。

[16] 同上。

[17]「国定手数料」は、当初は「登録手数料」であったが、2002年3月21日付「『法人の国家登録』についてのロシア連邦法の各法令への適用についてのロシア連邦法」（No. 31-ФЗ）により現在の語句に修正された。なお、当初は、「政党の登録手数料の金額は、政党の国家登録の前年の3月1日の時

また国家登録のために提出される書類についても詳細に規定されている。すなわち、「政党の設立大会において設立された政党の国家登録のために、連邦の権限機関[18]に提出されなければならない文書は以下のものである。(а)政党の責任者の姓、名、父称、住所、電話番号、署名のある申請書、(б)綴じられ、番号を付され、政党の責任者によって原本と相違ないことが証明され、テキストがコンピュータ処理に適した形式のものである2部を含む、党規約3部[19]、(в)政党の責任者によって原本と相違ないことが証明され、テキストがコンピュータ処理に適した形式のものである党綱領[20]、(г)政党の設立について、地方支部の創設について、党規約の採択について、党綱領の採択について、政党の指導機関および監督・監査機関の編成について、の設立大会の決定の写し、ならびに大会代議員選出および投票結果についての文書、(д)国定手数料[21]の支払いについての文書、(е)政党の正式住所を示す情報、(ж)政党の設立大会の開催の場所および日付を広報する全国的な定期刊行物、(з)本法第3条第2項に適合する地方支部の党員数および政党の地方支部の指導機関の所在地を記載した、半数以上のロシア連邦の連邦構成主体で開催された政党の地方支部の代表者会議または総員集会の議事録の写し」（第16条第1項）。

社会団体または社会運動の改組によって政党を設立する場合は、第16条第1項の文言の「設立大会」の部分が「全国的な社会団体もしくは全国的な社会運動から政党への改組を決定した大会」と替わるだけで、必要とされる書類は同様であるが、さらに前述の書類に加えて、「ロシア連邦民法典に従って作成された全国的な社会団体もしくは全国的な社会運動の譲渡書」が、連邦権限機関に提出されなければならないとされている（第17条第1項）。

このように、国家登録のために提出が求められている書類は、かなり厳密なものであり、しっかりとした全国規模の政党であればそれらの提出に困難をきたすことはないであろうが、他方で、にわかづくりの政党や、いわゆる泡沫政党では、これらの書類を準備して国家登録を行うことは非常に困難であろう。

### 3.10. 党規約

「政党法」の第21条から第25条は、政党の党内機構について、詳細に規定している。

たとえば、党規約についても、「党規約には、以下の規定が含まれていなければならない。(а)政党の目的および任務、(б)政党の名称、略称、および定められているならばシンボルマーク、(в)党員の入党および離党の条件および手続き、ならびに党員の権利および義務、(г)党員登録の手続き、(д)政党ならびにその地方支部およびその他の下部組織の設立、改組、廃止の手続き、(е)政党ならびにその地方支部およびその他の下部組織の指導機関、監督・監査機関の選出手続き、ならびにそれらの機関の任期および権限、(ж)党規約および党綱領の修正および補足の手続き、(з)資金およびその他の資産の管理の分野における政党ならびに政党の地方支部およびその他の下部組織の権利、政党ならびに政党の地方支部およびその他の下部組織の財務上の責任、政党ならびに政党の地方支部およびその他の下部組織の活動報告の手続き、(i)再選挙および補欠選挙を含む[22]、国家権力機関および地方自治機関の議員およびその他の選挙により選出される職の候補者の指名（候補者名簿の提出）手続き、(k)政党により指名され、登録された、国家権力機関および地方自治機関の議員およびその他の選挙により選出される職の候補者（候補者名簿）の取り下げの理由および手続き」（第21条第2項）などと、言わずもがなのことまで含めて、細かく規定されている。

### 3.11. 党員

党員については、まず、「党員になることは、自発的、個人的なものである」（第23条第1項）ことが規定されている。そして、「政党の党員になることができるのは、18歳以上のロシア連邦国民である。外国人、無国籍者、裁判所によって禁治産者と認められたロシア連邦国民は、政党の党員になることはできない」（第23条第2項）。

我が国もそうであるように、外国人が議員等の公職に就くことができないとする法律の存在は珍しくはないものの、近年では、地方自治体議員等の選挙権および被選挙権を永住外国人にも与えようとする動きが先進国では拡大しつつあるという点から考えると、外国人が党員になること自体を認めないとする本法のこの規定は、やや保守的かつ排外的な規定であると言えよう。

また、すでに見たように、「ロシア連邦国民は、一つの政党の党員にだけなることができる。政党の党員は、一つの政党支部、すなわち常時または主として居住している地域に存在する政党支部、の構成員にしかなることができない」（第23条第6項）と規定されている。この第23条第6項の規定の後半部分は、半数以上の連邦構成主体において100人以上の党員を擁する支部組織がなければならないとする、すでに見た第3条第2項の規定との関連で、非常に重要である。なぜならば、居住していない地域の支部組織の構成員になることが認められれば、上述の第3条第2項の規定は無意味化してしまうからである。

「政党法」第23条第7項は、「ロシア連邦国民に対して、経歴の提示に際し、党籍の有無を示すよう求めることは禁じられている」と規定しており、さらに第23条第8項は、「ロシア連邦国民の党籍の有無は、その権利および義務の制限の理由、ならびに何らか

---

点の連邦法によって定められた月額最低賃金の50倍の金額とする。政党の地方支部の国家登録手数料の金額は、政党の国家登録の前年の3月1日の時点の連邦法によって定められた月額最低賃金の3倍の金額とする」（第15条第9項②）と定められていた。したがって、国家登録のための手数料は、決して高額ではない。ちなみに、2000年6月19日付「最低賃金についての連邦法」（No. 82-ФЗ）（以下、たんに「最低賃金法」とする）第1条は、月額最低賃金を2000年7月1日から132ルーブル、2001年1月1日から200ルーブル、2001年7月1日から300ルーブルとすると規定していた。したがって、「政党法」制定時の2001年7月11日の時点での政党の国家登録手数料は15,000ルーブル（当時の為替レート1ルーブル約4円で換算すると約6万円）、地方支部の国家登録手数料は900ルーブル（約2,300円）ということになる。

[18] 注15に同じ。

[19] 当初は、「テキストがコンピュータ処理に適した形式のものである」との文言はなく、提出部数も2部でよいとされていたが、2005年7月21日付「選挙および国民投票についてのロシア連邦法令およびその他のロシア連邦法令の修正についてのロシア連邦法」（No. 93-ФЗ）および2011年12月8日付「政党法修正法」（No. 421-ФЗ）により現在の条文に修正された。

[20] 当初は、「テキストがコンピュータ処理に適した形式のものである」との文言はなかったが、2005年7月21日付「選挙および国民投票についてのロシア連邦法令およびその他のロシア連邦法令の修正についてのロシア連邦法」（No. 93-ФЗ）により現在の条文に修正された。

[21] 注17に同じく、当初は「登録手数料」であった。

[22] 「再選挙および補欠選挙を含む」の部分は、2005年7月21日付「選挙および国民投票についてのロシア連邦法令およびその他のロシア連邦法令の修正についてのロシア連邦法」（No. 93-ФЗ）により補足された。

の特典の供与の条件であってはならない」と規定している。すなわち、ロシア連邦国民は、所属政党について、またはいずれの政党の党員でもないということについて、明らかにすることを強制されではならず、また党籍の有無が、国民の権利および義務を制限したり、なんらかの特典を与えたりするものではないことが規定されている。これらの条項は、たとえば、党籍の有無によって、または特定の政党の党員であるかないかということによって、有利または不利な扱いを受けることのないように、また特定の政党がその党勢の拡大のために金品または特典を供与することで党員を勧誘したりすることのないようにするものであろう。しかし、政党の登録に際して、後に見るように、架空党員の登録の防止のために最終的には党員名簿を提出させるようになったことで、党籍の有無を結局のところチェックすることと同様になるのである。

### 3.12. 党内機関の選出手続き

「政党法」第 24 条および第 25 条は、たとえば、「政党の指導機関の選出は少なくとも 5 年[23]に 1 回行われなければならない」（第 24 条第 3 項）とか、「政党の地方支部の指導機関の選出は少なくとも 5 年[24]に 1 回行われなければならない」（第 24 条第 4 項）とか、あるいは「政党およびその地方支部の指導機関および監督監査機関の選出についての決定、また国家権力機関および地方自治機関の議員および選挙により選出されるその他の職の候補者の指名（候補者名簿の提出）についての決定は、秘密投票によって行われる」（第 25 条第 3 項）などと、党機関の選出手続き等についても詳細に規定している。

このようなことまで「政党法」で規定するのは、ややお節介が過ぎる、あるいは過保護と言わざるをえないであろう。

### 3.13. 政党の権利

「政党法」第 26 条は、政党の権利について以下のように規定している。

「ロシア連邦の法制度によって定められるところによれば、政党の権利は以下のようなものである。(а)その活動についての情報を自由に配布すること、その見解、目的、任務について宣伝すること、(б)本法およびその他の法律によって定められた手続きおよび範囲において、国家権力機関および地方自治機関の決定の作成に参加すること、(в)ロシア連邦の法律の定めるところにより選挙および国民投票に参加すること、(г)法人の権利を持つ地域組織[25]、地方組織、初級組織を設立すること、ならびにそれらの改組および廃止についての決定を採択すること、(д)会合、集会、示威行動、行進、ピケの設置、およびその他の大衆的活動を組織し、実施すること、(е)出版局、通信局、印刷局、マスメディア、補完的な成人教育のための施設を設置すること、(ж)国営および地方自治体経営のマスメディアを公平に利用すること、(з)法人を設立することなく他の政党またはその他の社会団体との連合または同盟を設立すること、(и)自己の権利を擁護し、党員の法的利益を代弁すること、(к)外国の政党またはその他の社会団体との国際的連携を確立し、または支援し、国際的同盟または協会に加盟すること、(л)ロシア連邦の法律および党規約に従って経営活動を行うこと」。

政党の権利として規定されているこれらの事柄にとくに驚くようなものはないが、むしろこのような事柄をわざわざ事細かに規定していることが興味深い。

なお、連邦構成主体首長の選出手続きに関して、2005 年 12 月 31 日付「『ロシア連邦の連邦構成主体の立法（代議制）国家権力機関および執行国家権力機関の組織の一般原則についてのロシア連邦法』第 18 条および『政党についてのロシア連邦法』の修正についてのロシア連邦法」（No. 202-ФЗ）により、連邦大統領が連邦構成主体首長候補者を当該連邦構成主体議会に提案する[26]に先立ち、当該連邦構成主体議会の第一党が連邦大統領に対して連邦構成主体首長候補者の提案を行うという制度が導入されたため、その制度に関連する諸規程が「政党法」第 26.1 条[27]として補足されたが、2012 年 5 月 2 日付「『ロシア連邦の連邦構成主体の立法（代議制）国家権力機関および執行国家権力機関の組織の一般原則についてのロシア連邦法』および『ロシア連邦国民の選挙権および国民投票に参加する権利の基本的保障についてのロシア連邦法』の修正についてのロシア連邦法」（No. 40-ФЗ）により、連邦構成主体首長の公選制が復活したため、第 26.1 条は削除されている。

### 3.14. 政党の義務

「政党法」第 27 条第 1 項は、政党の義務について以下のように規定している。

「政党の義務は以下のようなものである。(а)その活動において、ロシア連邦憲法、憲法的連邦法[28]、連邦法、およびその他のロシア連邦の規範的法令、ならびに党規約を遵守すること、(б)常設指導機関の所在を明記した、各地方支部の党員数、およびその活動の継続についての情報、ロシア連邦の税務機関に提出された政党の総括的財務報告書の写し、ならびに法人の資格を持つその地方支部およびその他の下部組織の財務（会計）報告書の写しを、登録機関に毎年提出すること、(в)政党ならびにその地方支部およびその他の下部機関の開催する（大会、代表者会議、または総員集会を含む）公開行事に登録機関の代表者が出席することを認めること、(г)国家権力機関および地方自治機関の議員およびその他の選挙により選出される職の候補者の指名（候補者名簿の提出）に関する手続

---

[23] 2012 年 4 月 2 日付「『政党法』修正法」（No. 28-ФЗ）により、当初の「4 年」から「5 年」に改められた。

[24] 2007 年 4 月 26 日付「『「ロシア連邦国民の選挙権および国民投票に参加する権利の基本的保障についてのロシア連邦法」修正法』および『ロシア連邦民事訴訟法典』の採択との関連において、ならびに選挙および国民投票についてのロシア連邦法制の実現の保障のための個々のロシア連邦法令の修正についてのロシア連邦法」（No. 64-ФЗ）により、当初の「2 年」から「4 年」に、次いで 2012 年 4 月 2 日付「『政党法』修正法」（No. 28-ФЗ）により、「4 年」から「5 年」に改められた。

[25] ここで言う「地域 регионáльный」は連邦構成主体レベルを、「地方 мéстный」は地方自治体レベルを、それぞれ指していると考えられる。

[26] 連邦構成主体首長の選出手続きは、2004 年 12 月 11 日付「『ロシア連邦の連邦構成主体の立法（代議制）国家権力機関および執行国家権力機関の組織の一般原則についてのロシア連邦法』修正・補足法」（No. 159-ФЗ）により公選制が廃止され、連邦大統領が連邦構成主体首長候補者を当該連邦構成主体の議会に提案し当該議会がこれを承認するという手続きに改められていた。

[27] ロシア連邦法では、法律を修正して、例えば、第 26 条のあとに新しい条項を挿入する場合、新しい条項を第 27 条とし、それまでの第 27 条を第 28 条とし、以下順次、条番号を繰り上げるという方式をとらず、第 26 条と第 27 条のあいだに挿入される新しい条項を、第 26.1 条とする方式がとられている。

[28] 「連邦の憲法的法律」または「憲法的連邦法」федерáльный конститýционный закóн は、連邦議会国家会議で 3 分の 2 以上の多数決で採択され、さらに連邦議会連邦会議で 3 分の 2 以上の多数決で承認された連邦法で、憲法に準ずる意義を持つ連邦法のことを言う。

きの実施について、管轄の選挙委員会[29]にあらかじめ通告し、その手続きに当該選挙委員会の代表者が出席することを認めること」。第 27 条第 2 項は、各種の選挙で指名し登録された候補者の数および提出し登録された候補者名簿についての資料を、3 年に 1 回[30]、提出することについて規定している。

政党の義務についての規定は、法令に対する遵守を求めた第 27 条第 1 項(a)の規定以外は、すべて情報公開に関する規定であると言ってよい。むろん、財務報告を義務づけたところで、その財務報告が正確なものであるとは限らないし、公開行事への当局側の代表者の参加を拒否できないと言っても、非公開の会議等が認められていないわけではない以上、政党活動のすべてがガラス張りになるわけではない。しかし、「政党法」が、政党活動およびその財務の透明化を積極的に目指していることは明らかである。

### 3.15. 政党に対する国庫補助

「政党法」第 33 条から第 35 条は、政党に対する国庫補助について規定しているが、国庫補助はすべての政党が受けられるわけではない。

「政党法」第 33 条第 5 項によれば、国庫補助を受けることができる政党の条件は、連邦議会国家会議議員選挙において当該政党の候補者名簿が投票参加者の 3％以上の投票を獲得しているか、または連邦大統領選挙において当該政党の指名した候補者が 3％以上の投票を獲得している、というものである。

もちろん国庫補助の金額は、一律ではなく、政党の得票数によって決まる。「政党法」第 33 条第 6 項によれば、連邦議会国家会議議員選挙の場合は毎年 50 ルーブル×得票数の金額を、連邦大統領選挙の場合は一時金として 20 ルーブル×得票数の金額を、それぞれ受け取ることができる。たとえば、ロシア連邦共産党は、2011 年 12 月の国家会議議員選挙における得票数が 1,259 万 9,507 票（得票率 19.19%、当選者数 92 名、議席占有率 20.44％）であったので[31]、2012 年の国庫補助の金額は、50 ルーブル×は 12,599,507 票、すなわち 6 億 2,797 万 5,350 ルーブル、1 ルーブル 2.5 円とすると日本円にして約 15 億 7,000 万円相当ということになる[32]。

### 3.16. 政党に対する国家機関の監督

国家機関と政党との関係の原則について、「政党法」第 10 条第 1 項は、「政党の活動に対する国家権力機関および公務員による干渉は、国家権力機関および公務員に対する政党による干渉と同様に、これをしてはならない」と規定している。そして、両者のあいだに問題が生じた場合について、第 10 条第 2 項は、「政党の利益に抵触する問題は、当該政党の参加のもとで、またはその同意のもとで、国家権力機関および地方自治機関によって解決される」と規定している。

しかし、「政党法」の規定をより詳細に見ると、政党は、「権限機関」、具体的には中央選挙委員会および各連邦構成主体選挙委員会等の監督を受ける立場にあることがわかる。

「政党法」第 38 条第 1 項は、「政党ならびにその地方支部およびその他の下部組織が、ロシア連邦の法制度を遵守しているかどうか、または政党ならびにその地方支部およびその他の下部組織の活動が、当該政党の規約によって定められている規程、目的、任務に合致しているかどうか、についての監督は、権限機関[33]がこれを実施する」と規定している。また、この権限機関の政党に対する監督についての権限は、以下のように規定されている。

「権限機関は、以下の権限を持つ。(a)多くとも 3 年に 1 回、支部組織の存在および党員数を証明する、政党およびその支部の文書を調査すること、(б)政党の規約および綱領の採択、その修正および補足、政党の指導機関および監督・監査機関の選出、国家権力機関および地方自治機関の議員およびその他の選挙により選出される職の候補者の指名、政党およびその地方支部の改組および廃止に関して、政党ならびにその地方支部およびその他の下部機関が開催する（大会、代表者会議、または総員集会を含む）公開行事に、権限機関の代表者を出席させること、(в)政党の規約によって定められている規程、目的、任務に反する活動が当該政党によって行われている場合、当該政党またはその地方支部もしくはその他の登録された下部組織に対して、（警告を出す具体的な理由を明示した）文書による警告を出すこと［以下略－筆者］、(г)［前略－筆者］政党ならびにその地方支部およびその他の下部組織の、活動の停止または廃止についての申請書を裁判所に提出すること」（第 38 条第 1 項②）。

さらに、政党が国庫補助を受け取る関係から、第 35 条第 1 項が、「ロシア連邦中央選挙委員会[34]は、政党の総括的財務報告書監査を実施する」と規定しているほか、第 38 条第 2 項も、「ロシア連邦執行権力機関、公租公課監督監査権限機関[35]は、政党ならびにその地方支部およびその他の下部組織の収入源、それらが受け取った資金および支払った税金の金額に対する監督を実施する」と規定している。

このように、政党は、全体としては中央選挙委員会の、財務については連邦税務機関等の監督のもとにおかれることになる。

### 3.17. 政党の活動停止および廃止

政党が法律に違反した場合には、活動停止、あるいは最悪の場合には廃止に追い込まれることになる。

政党の活動停止処分について、「政党法」第 39 条第 1 項は、以下のように規定している。

「政党が、ロシア連邦憲法、憲法的連邦法、本法およびその他の連邦法に違反した場合、連邦権限機関は、政党に対して、犯された違反を明示した文書による警告を出し、2 ヵ月以下の期間で、それらの違反の是正のための期間を定める。当該政党が定められた

---

[29] ロシアでは、我が国の選挙管理委員会にあたる機関を「選挙委員会」と言っている。

[30] 2012 年 4 月 2 日付「『政党法』修正法」（No. 28-ФЗ）により、「毎年」から「3 年に 1 回」に改められた。

[31] *.ВЦИК*, 2011 No. 21 (279), c. 4.

[32] この金額は、例えば、衆議院で 17 議席（議席占有率 4％）を持つ「みんなの党」の 2013 年度の政党助成金が約 17 億 8000 万円であることから考えると、決して高いとは言えない。

[33]「権限機関」は、当初は「登録機関」であったが、2002 年 3 月 21 日付「『法人の国家登録』についてのロシア連邦法の各法令への適用についてのロシア連邦法」（No. 31-ФЗ）により現在の語句に修正された。

[34]「ロシア連邦中央選挙委員会」は、当初は「ロシア連邦税務機関」であったが、2005 年 7 月 21 日付「選挙および国民投票についてのロシア連邦法令およびその他のロシア連邦法令の修正についてのロシア連邦法」（No. 93-ФЗ）により現在の語句に修正された。

[35]「ロシア連邦執行権力機関、公租公課監督監査権限機関」も、当初は「ロシア連邦税務機関」であったが、前注同様に、現在の語句に修正された。

期間内にそれらの違反を是正しないか、連邦権限機関の警告に対する異議申し立てを裁判所に提出しなかった場合には、当該政党は、連邦権限機関の申請書に基づくロシア連邦最高裁判所の決定により、6 ヵ月以下の活動停止となる」。

政党の地方支部およびその他の下部組織の活動停止処分については、第 39 条第 2 項が規定しているが、違反の是正のための期間が 1 ヵ月以下であること、および決定を下す裁判所が連邦構成主体レベル、または政党の地方支部およびその他の下部機関のレベルに応じたそれ以下のレベルの裁判所であることが、異なっているだけで、他は同様の規定となっている。

政党の廃止について、第 41 条第 1 項は、「政党は、その最高指導機関－大会の決定により、またはロシア連邦最高裁判所の決定により廃止される」と規定している。そして、第 41 条第 3 項は、ロシア連邦最高裁判所の決定により政党が廃止される場合として、以下の条件をあげている。「(a)本法第 9 条第 4 項、第 5 項の要求の不履行、(б)裁判所の決定によって定められた期間内に政党の活動停止の理由となった違反を是正しない、(в)本法第 37 条に従うかたちで選挙に参加しない、(г)地方支部の党員数が本法第 3 条第 2 項(a)の要件に適合していないこと、(д)本法第 3 条第 2 項に定められている必要な党員数に満たないこと」。

繰り返しになるが、補足説明をすると、第 41 条第 3 項(a)は、①第 9 条第 4 項が規定するところの「国家権力機関および地方自治機関、ロシア連邦軍、法保護機関およびその他の国家機関、国家的組織、非国家的組織の中に」下部組織を設立している政党、②第 9 条第 5 項が規定するところの、「国家権力機関および地方自治機関、ロシア連邦軍、法保護機関およびその他の国家機関、立法（代議制）国家権力機関の事務局、国家的組織」において活動する政党、または「教育機関の教育活動に介入」する政党は、廃止されるということである。

第 41 条第 3 項(д)は、第 3 条第 2 項により、全党員数が 500 人に満たない政党は廃止されるということである。

第 41 条第 3 項(в)については、以下のように説明することができる。すでに 3.4.において筆者が述べたように、そもそも第 3 条第 1 項において、「政党とは、ロシア連邦の国民が、その政治的意思の形成および表現、社会的および政治的行為、選挙および国民投票への参加という手段を通じて政治に参加するために、ならびにまた国家権力機関および地方自治機関に国民の利益を反映させるために設立された社会団体である」と、また第 36 条第 1 項においては、「政党は、独自に、国家権力機関の議員および選挙により選出されるその他の職の候補者を立てる（候補者名簿を提出する）ことのできる社会団体の唯一の形態である」と規定されていることから、この「政党法」においては、政党の最大の存在理由は選挙に参加することであると考えられていると言ってよいだろう。したがって、選挙に参加しない政党は、政党に値しない、したがって廃止されるべきであるというのが、本法の考え方ということになる。そこで、何をもって選挙に参加していると言えるのかを規定する必要が出てくる。それが、第 37 条第 1 項の規定である。

第 37 条第 1 項[36]は、以下のように言う。「政党は、以下のいずれかの場合にあてはまれば、選挙に参加していると見なされる。(a)当該政党が提出し、登録されたロシア連邦・連邦議会国家会議議員候補者名簿に対して投票が実施された場合、(б)2008 年 1 月 8 日以降、削除[37]、(в)当該政党が指名し、登録されたロシア連邦大統領候補者に対して投票が実施された場合、(г)2010 年 2 月 1 日以降、削除[38]、(г.1)10%以上の連邦構成主体［すなわち 9 またはそれ以上の連邦構成主体－筆者］において、当該政党が指名し、登録されたロシア連邦の連邦構成主体首長の候補者に対して投票が実施された場合、(д)20%以上の連邦構成主体［すなわち 17 またはそれ以上の連邦構成主体－筆者］において、当該政党が指名し、登録されたロシア連邦の連邦構成主体の立法（代議制）機関の議員の候補者（候補者名簿）に対して投票が実施された場合、(e)半数以上のロシア連邦の連邦構成主体［すなわち 42 またはそれ以上の連邦構成主体－筆者］において、当該政党が指名し、登録された地方自治機関の議員候補者（候補者名簿）に対して投票が実施された場合」。要するに、これらのいずれかのことを当該政党が行い、実際に投票が実施されれば、その政党は、選挙に参加していると見なされることになる。逆に言えば、これらのことを一つも行わない政党は、選挙に参加しているとは見なされない。政党が、主観的に選挙に参加していると考えていても、たとえば指名した候補者、または提出した候補者名簿が書類不備等の理由により登録を拒否されれば、参加していることにはならないし、9 未満の連邦構成主体の首長選挙、17 未満の連邦構成主体の議会選挙、42 未満の連邦構成主体の地方自治体選挙に参加していたとしても、全く選挙に参加していないのと同様になるのである。

ただし、毎年、いずれかの基準を満たさなければならないわけではない。通常は、連邦大統領選挙は 6 年に 1 回、国家会議議員選挙は 5 年に 1 回しか行われないからである。そこで、第 37 条第 2 項は、第 1 項で定めた選挙への参加を 7 年[39]にわたって行わない政党を廃止するとしているのである。

なお、第 9 条第 4 項および第 5 項の要求の不履行を理由とするもの以外の政党の活動停止および廃止には、その行使に制限がある。すなわち、①国家会議連邦選挙区選挙に候補者名簿を提出している政党は、当該選挙の投票日から 5 年間は、党員数の基準が満たないことを理由とする活動停止または廃止はできない（第 39 条第 5 項および第 41 条第 5 項）。②国家会議議員選挙または連邦大統領選挙の公示後は政党の活動停止または廃止はできない（第 39 条第 6 項および第 41 条第 6 項）。同様に地方支部およびその他の下部組織の活動停止または廃止も、当該地域の選挙の公示後はできない（第 39 条第 7 項および第 42 条第 5 項）。

[36] 選挙制度の変遷により、本条の規定はかなり修正されている。

[37] 2005 年 7 月 21 日付「選挙および国民投票についてのロシア連邦法令およびその他のロシア連邦法令の修正についてのロシア連邦法」（No. 93-ФЗ）による。

[38] 同上。

[39] 2012 年 4 月 2 日付「『政党法』修正法」（No. 28-ФЗ）により、当初の「5 年」から「7 年」に改められた。